

令和2年5月27日

放送大学学園
理事会 御中
評議員会 御中

放送大学学園

監事 三島良直



監事 石井尚子



令和元会計年度放送大学学園監事監査報告書

私立学校法（昭和24年法律第270号）第37条第3項及び放送大学学園寄附行為（以下「寄附行為」という。）第16条の規定に基づき、業務及び財産の状況等について監査を実施した結果、下記のとおり認められる。

記

1 監査結果の概要

(1) 監査の方法と概要

監事は、放送大学学園監事監査要綱及び予め定められた監査計画に従い、理事会、評議員会等の会議に出席するほか、事業の報告を聴取し、業務の実施状況についての関係書類及び決裁書類等を閲覧し、本学園本部及び9学習センター等について業務及び財産の状況を調査した。

また、会計帳簿等の調査を行うとともに、寄附行為第35条第1項に基づき、財産目録、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を確認した。

(2) 監査の結果

① 業務の監査結果

放送大学学園における大学の運営、放送の実施、施設設備の整備及び広報活動等の業務については、本学園の設置目的に沿い、法令その他の定め及び予算に従って、適正に執行されていることを認める。なお、業務報告書は、本学園の状況を正しく示しているものと認める。

② 会計の監査結果

財産目録及び財務諸表は、会計帳簿の記載と一致しており、法令及び放送大学学園会計基準に準拠し、本学園の財産及び損益の状況を正しく表示しているものと認める。

2 是正又は改善を要する事項

定期監査の結果としては、特段の是正や改善を要する事項は見受けられなかった。

以上